

## 令和7年度 高齢者インフルエンザ予防接種（接種者説明書）

この予防接種は、高齢者のインフルエンザの予防として、予防接種法に基づき実施するものです。

インフルエンザ及びその予防接種について説明書をよく読み、理解したうえで接種を受けてください。

実施期間	令和7年10月1日（水）～令和8年1月31日（土）
対象者	朝日町に住民登録のある方で、①②のいずれかに該当する方。 ①接種日に満65歳以上の方 ②接種日に満60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓もしくは呼吸器機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害により、身体障害者手帳1級に該当される方又は同程度と医師が判断した方
自己負担金	1,200円（年度1回限り） ※対象者のうち、生活保護世帯の方は無料です。接種前に子育て健康課窓口にて無料用予診票の申請をしてください。接種後に申請をされても、自己負担金は払い戻しできません。

## 【インフルエンザとは】

インフルエンザウイルスに感染することによって起こる病気です。38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛、全身倦怠感等の症状が比較的急速に現れるのが特徴です。併せて普通の風邪と同じように、のどの痛み、鼻汁、咳等の症状もみられます。ご高齢の方や免疫力の低下している方では二次性の肺炎を伴う等、重症になることがあります。季節性インフルエンザは流行性があり、いったん流行が始まると、短期間に多くの人へ感染が広がります。日本では、例年12月～3月が流行シーズンです。

## 【インフルエンザ予防接種の有効性】

国内の研究によれば、65歳以上の高齢者福祉施設に入所している高齢者については34～55%の発病を阻止し、82%の死亡を阻止する効果があったとされています。現行のインフルエンザワクチンは、接種すればインフルエンザに絶対にかからない、というものではありません。しかし、インフルエンザの発病を予防することや、発病後の重症化や死亡を予防することに関しては、一定の効果があるとされています。

## 【予防接種を受けることができない方】

- ①接種当日、発熱（一般的に37.5℃以上）している方
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- ③予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな方
- ④インフルエンザの予防接種後2日以内に発熱のみられた方、アレルギーを疑う症状を呈したことがある方
- ⑤その他、予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した方

## 【予防接種を受けるに際し、担当医師とよく相談しなくてはならない方】

- ①心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有する方
- ②過去にけいれん（ひきつけ）を起こしたことがある方
- ③過去に免疫不全の診断がされている方及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる方
- ④間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患を有する方
- ⑤接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある方

## 【インフルエンザ予防接種の副反応】

局所の発赤、腫脹、疼痛等が主な副反応です。全身症状として、発熱、悪寒、頭痛、倦怠感、嘔気・嘔吐、下痢、食欲減退、関節痛、筋肉痛等がありますが、通常2～3日中に消失します。過敏症として稀に発疹、じんましん、湿疹、紅斑、かゆみ等があります。また、ごく稀にショックや呼吸困難などが現れることがあります。定期の予防接種により健康被害が発生した場合は、予防接種法に基づく救済措置を受けることができます。

## 【予防接種健康被害救済制度】

予防接種法に基づくインフルエンザの予防接種により健康被害が発生した場合は、法による救済措置があります。救済措置は、健康被害を受けた本人等が健康被害救済の申請を行い、厚生労働大臣が認定した場合に受け取ることができます。気になる症状が発生した場合は、医師（医療機関）又は朝日町役場子育て健康課にご相談ください。

【お問合せ先】朝日町役場 子育て健康課 電話：059-377-5652  
受付時間：8：30～17：15 月～金（祝日・年末年始を除く）